

議案第 67 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処  
分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について  
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると  
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、  
承認を求める。

平成 21 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成21年 3 月 3 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第225号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同条第226号及び第228号中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 理 由

所得税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、早急に川崎市手数料条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため